

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

さくら・介護ステーション飯能	デイサービスぬくもり	居宅介護支援事業所 ほっとみるくわらび	名栗園	名称
事業所在地	事業所在地	事業所在地	事業所在地	変更事項
飯能市南町九一〇	川口市小谷場七七一四	蕨市北町一〇二一四一	飯能市稲荷町一〇一四	変更前
飯能市緑町一一八	川口市上青木五九一八	蕨市北町一〇一八イッアイヤルハ	飯能市下名栗四六〇	変更後
訪問介護 訪問介護 訪問介護	通所介護	居宅介護支援	訪問介護 訪問介護 訪問介護	サービスの種類